

信濃町住宅リフォーム支援事業補助金 申請後の流れ

①町に補助金申請をする（令和3年4月19日～）

補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出して下さい。

【添付書類】

- (1) 対象住宅の案内図
- (2) 工事内訳見積書（補助対象工事と対象外工事を区別したもの）
- (3) 補助対象工事の内容が分かる書類（図面・仕様書等）
- (4) 補助対象工事を行う住宅全体及び工事施工箇所施工前の写真
- (5) 確認申請が必要な増改築の場合、確認済証(写し)
- (6) 委任状（施工業者が代理申請する場合）



②町から補助金交付決定通知を受け取る

町で申請内容を審査して、交付金の可否を決定します。その結果を申請者に通知します。



③工事着手します

交付決定通知を受けてから、施工業者と契約して工事着手します。

【注意】交付決定前の着工は認めません。（交付決定前着工の場合補助金交付しません）



○申請後、工事内容・金額に変更が出てくる場合、または事情により補助申請を取り下げる場合

「信濃町住宅リフォーム支援事業補助金変更・廃止申請書」の提出が必要になりますので、建設水道課管理・国土調査係までお越し下さい。なお、一度廃止決定を受けた方は、翌年度以降の交付申請はできません。



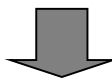
裏面に続く

④工事完了後、町に実績報告書を提出する
(遅くとも令和4年3月31日までに町へ提出)

工事が完了し工事代金の支払いが済みましたら、速やかに実績報告書に必要事項を記入し、下記の書類を添付し町へ提出します。

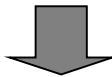
【添付書類】

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象工事の工事施工箇所の施工前及び施工中、施工後の写真
- (4) 施工箇所が分かる書類(図面等)(交付申請時と変更ない場合は省略可)
- (5) 増改築の場合で確認済証の交付を受けたときは、検査済証の写し
- (6) その他、町が必要とする書類



⑤町から補助金交付確定通知を受け取る

内容を審査し、場合によって現場確認を行い、補助金の交付額を確定して申請者へ通知します。



⑥町へ補助金請求書を提出する

補助金交付確定通知書が届いたら、確定した補助金額を補助金請求書で町へ請求します。



⑦補助金を支払います

補助金請求書を受け取った後、指定の口座へ振り込みします。振込は請求書を受け取って約1ヶ月程度かかります。